

指 定 書

国住指第 号
令和 年 月 日

様

国土交通大臣

建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除く図書として、同項の表1の(は)項に掲げる構造詳細図及び同項の表2の(一)項に掲げる建築基準法施行令第三章第五節の規定が適用される建築物の構造詳細図(構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法に限る。)のうち下記の建築物の部分に係る図書を指定する。

記

1. 認定番号

TFBM-

2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

適用範囲

①鉄骨溶接構造の400N及び490N級炭素鋼で板厚40mm以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は、40mmを超えることができる。

②作業条件は下向及び横向姿勢とする。溶接技能者の資格は、SA-3F及びSA-3H又はA-3F及びA-3Hとする。

③鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「2. 入熱・パス間温度」による。

④溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、別添の「3. 予熱管理」による。

4. 工場その他の事業場の名称及び所在地

①名称

②所在地

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。